

4. 時効

Date		Date		Date	
/		/		/	



時効の完成猶予・更新に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 債権者からの催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されるが、その間に再度催告をすることにより、時効の完成をさらに猶予することができる。
- 2 裁判上の請求により消滅時効の完成が猶予されている場合において、その後、訴えの取下げがなされたとき、その終了の時から1年を経過するまでの間は、消滅時効は、完成しない。
- 3 仮差押え又は仮処分の事由があれば、その事由が終了するまでの間は、時効の完成が猶予され、仮差押え又は仮処分の事由が終了した時から6か月を経過した時において時効は更新され、時効期間は新たにその進行を始める。
- 4 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、当該合意において当事者が協議を行う期間を定めたときや協議の続行を拒絶する旨の通知があったときを除き、当該合意があった時から1年を経過するまで時効の完成が猶予される。
- 5 時効の完成前に、被保佐人が、保佐人の同意を得ずに自己の負う債務に関して承認をした場合、時効は更新されない。

正解

4

4. 時効「時効の完成猶予・更新」

1 誤り

催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない（民法150条1項）。もっとも、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない（同条2項）。したがって、前段は正しいが、後段は誤りである。

2 誤り

民法147条1項柱書は、「次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。」と規定し、同項1号は「裁判上の請求」を掲げている。本問の場合、訴えが取り下げられているため、「確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合」に該当する。したがって、その終了の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

3 誤り

民法149条は、「次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と規定し、同条1号は「仮差押え」を、同条2号は「仮処分」を掲げており、仮差押え又は仮処分には時効の更新の効果は認められていない。仮差押えや仮処分は、その権利の確定に至るまで債務者の財産等を保全する暫定的なものに過ぎないからである。

4 正しい

民法151条1項柱書は、「権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。」と規定し、同項1号は「その合意があった時から1年を経過した時」を、同項2号は「その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時」を、同項3号は「当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時」を掲げている。

5 誤り

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める（同法152条1項）。この承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない（同条2項）。したがって、被保佐人が保佐人の同意を得ずに債務を承認した場合であっても、その承認は有効であるため、時効は更新される。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は**4**となる。